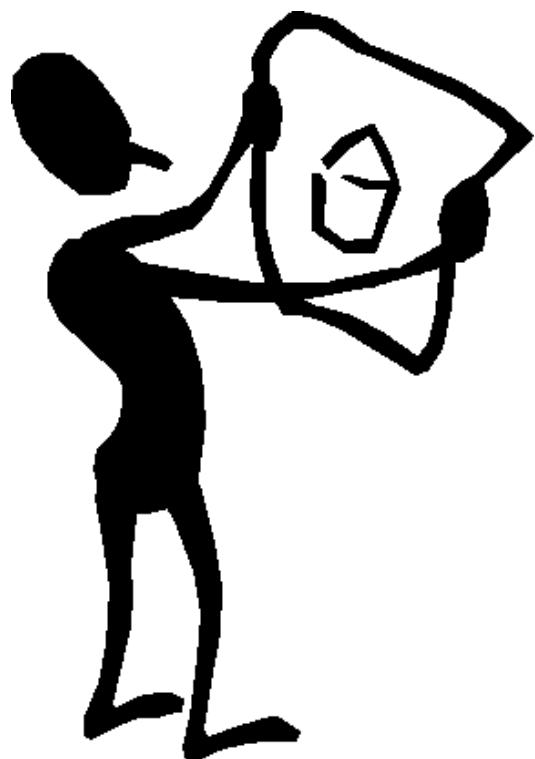
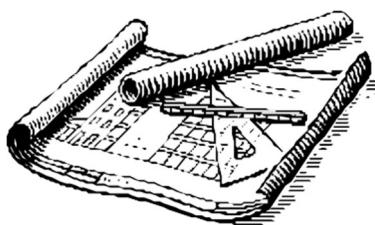


宮 繕 工 事 を 施 工 す る み な さ ま へ



茅 ケ 崎 市



営繕工事を施工するみなさまへ

平成15年(2003年) 4月発行
平成19年(2007年) 4月改訂
平成23年(2011年) 1月改訂
平成23年(2011年) 4月改訂
平成26年(2014年) 4月改訂
平成27年(2015年) 4月改訂
令和7年(2025年) 4月改訂

発行：茅ヶ崎市
編集：茅ヶ崎市建設部建築課
茅ヶ崎市教育委員会 教育総務部 教育施設課

〒253-8686
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話：0467-82-1111(代表)
URL <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

はじめに

本紙は、茅ヶ崎市が発注する建築物に係る工事等の事務（契約事務を除く）の処理について一般的な事項をまとめたものです。

本紙に記載されるもの以外の事項については、次の図書における建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編に準拠してください。

- 1 國土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」
- 2 國土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」
- 3 國土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」
- 4 國土交通省大臣官房官庁営繕部監修「木造建築工事標準仕様書」
- 5 國土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「営繕工事写真撮影要領・同解説 工事写真の撮り方一建築編一」

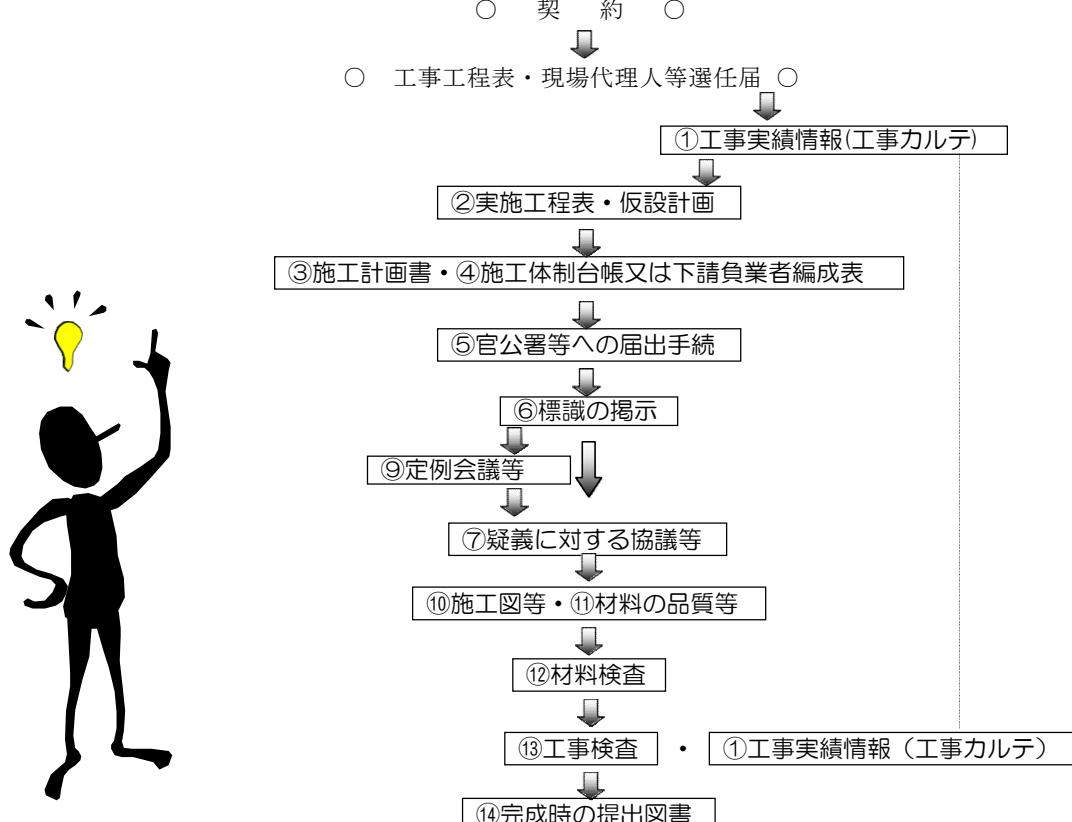
「営繕工事写真撮影要領・同解説工事写真の撮り方一建築設備編一」

工事依頼の主管課、工事の規模、工種、契約金額、補助金交付事業等の条件により事務処理が異なる場合がありますので、監督員と打合せのうえ書類の作成をお願いいたします。

提出書類（契約約款第10条第2項における現場代理人の権限の行使）には、工事等の名称、請負者名、現場代理人の氏名及び押印（スタンプ印鑑は不可）が必要となります。

なお、事務処理の方法・書類の形式等は、予告なく変更する恐れがありますので監督員の指示に従い各工事毎に作成してください。

【事務手続きの流れ】



* ⑧工事の記録 は隨時作成してください。

*建設リサイクル法に該当する場合には、法に基づき事前説明・報告書を作成してください。

1. 工事実績情報（工事カルテ）の登録

(根拠: 標仕1. 1. 4)

工事請負金額が500万円以上の工事については、契約後10日以内（土・日・祝日を除く）に工事実績情報システム（COPINS）に基づき「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に登録を行ってください。登録後、同機関から送付される「登録内容確認書」の写しを監督員へ提出してください。

登録内容に変更があった場合も、同様に手続きを行ってください。

また、工事請負金額が2,500万円以上の工事については、工事完成時における手続きも遅延なく行ってください。



2. 実施工程表・仮設計画

(根拠: 標仕1. 2. 1)

工事の着手に先立ち、「実施工程表」、「仮設計画」を作成し、施設管理者との協議を経て、監督員の承諾を受けてください。

実施工程表には、諸官庁等への書類の提出時期、検査日程についても記入し、仮設計画については、建築工事監理指針2.1.1を参照し作成してください。

3. 施工計画書 提出部数: 2部又は3部

(根拠: 標仕1. 2. 2)

工事の着手に先立ち、総合仮設を含めた工事の全般的な進め方や主要工事の施工方法、品質目標と管理方法、重要管理事項等の概要を定めた「総合施工計画書」を作成し、監督員の承諾を受けてください。

また、総合施工計画書に基づき、一工程の施工着手前に、施工の具体的計画を定めた「工種別施工計画書（施工要領書を含む）」を作成し、監督員の承諾を受けてください。

なお、総合施工計画書、工種別の施工計画書は、どの工事にも共通的に利用できるよう便宜的に作成されたものではなく、対象となる現場に基づいた内容としてください。

◇総合施工計画書（例）

- 1.工事概要 工事内容、準拠仕様基準等
- 2.実施工程表 実施工程表（諸官庁等への書類届出時期を含む）等
- 3.現場組織表 現場組織表（電気保安技術者、安全衛生責任者、作業主任者）、緊急連絡系統図等
- 4.主要資材 材料搬入計画等
- 5.施工方法 主要工事の施工方法及び施工管理、有資格作業者の資格証の写等
- 6.品質計画 品質計画（仕上げの程度、性能・精度等の目標）及び品質管理（品質計画を実現するために行う管理の項目・方法、養生計画、社内検査規定[是正方法を含む]）等
- 7.仮設計画 建築工事監理指針2.1.1及び電気、電話、給排水、ガス、火を扱う場所等
- 8.安全対策 工事安全管理対策、衛生管理対策、工事安全衛生委員会（安全教育、消火器、喫煙所、高所作業等）、危険箇所の管理（出入口等の立入禁止表示、交通安全計画）等
- 9.環境対策 公害対策（騒音、振動、ばい煙、粉じん、水質汚濁）、近隣対策等
- 10.建設副産物計画 建設副産物の処理・再利用方法の流れ（収集運搬・中間・最終処理の契約書の写、各業者の業務許可書の写）、再生資源利用促進計画書等

4. 施工体制台帳

(根拠: 標仕1. 1. 5)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「適正化法」という。）第15条の規定に該当する工事は、「施工体制台帳」を作成し、その写しを監督員に提出する。また、建設業法第24条の7の規定に該当する工事は「施工体系図」を、工事関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所へ掲示してください。

5. 官公署等への届出手続等

(根拠: 標仕1. 1. 3)

工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署等へ必要な届け出は遅延なく行ってください。届出を行う時期は、実施工工程表に記載するとともに、届出内容をあらかじめ監督員に報告してください。主な官公署への申請手続きは、建築工事監理指針の表1.1.1、設備工事にかかわるものについては電気設備工事監理指針の表1.3.1、機械設備工事監理指針の表1.1.1を参照ください。

6. 石綿含有建材の調査

(根拠: 改仕1. 5. 1)

建築物の解体または改修（照明や空調設備等の更新に伴い建材を加工等する場合も含む）を行う場合には、石綿障害予防規則等の関係法規に基づき解体または改修する当該建築物の建材について、石綿が含有されている建材か否かの事前調査を行ってください。

事前調査を実施することができる者は特定建築物石綿含有建材調査者等の資格が必要となります。

事前調査を行った後、当該建材の石綿含有の有無及び分析調査が必要となる建材等に関する調査結果を監督員に提出してください。（当該調査結果は3年間の保管が義務付けられています。）なお、調査の結果、設計図書と異なる場合には監督員と協議を行ってください。

事前調査結果提出後、着手前までに労働基準監督署（石綿事前調査結果報告システム）へ報告し、報告した結果の写しを監督員に提出してください。なお、吹付石綿等（レベル1建材）又は石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合には、上記に加えて労働基準監督署及び神奈川県に工事計画届出等の提出が必要となります。

また、事前調査の結果及び作業内容（石綿含有建材の撤去がある場合）については、関係法令に基づき公衆等に見やすい場所に掲示する必要があります。調査結果後が速やかに掲示し、掲示後、監督員に報告してください。

解体又は改修する建築物に石綿含有建材が含まれていることが判明した場合には、総合施工計画書又は解体工事施工計画書等に処分先を記載し、併せて建設廃棄物処理委託契約書の写しを添付してください。

なお、市が直前に調査を行っている場合にはその結果を提供します。

7. 標識の掲示

(根拠: 標仕1. 1. 13)

工事の着工にあわせ、法令等に定められた標識を現場ごとに設置してください。主な掲示物は次のとおりです。

◎茅ヶ崎市建設工事表示板【必須】

(根拠: 茅ヶ崎市内規)

請負業者は、工事の大小に関わらず、
現場作業期間中は表示板を指示された
場所に掲示しなければならない。

(W:50cm以上×H:40cm以上)

工事名称	
請負代金額	円
請負者	(電話)
現場代理人	
市担当部課	(電話)
市 担 当	
契約工期	
備考	

◎次の各号に該当する工事については、別記様式の定めに従い、工事の目的・効果及び内容等を表示する 看板を当該工事の期間中設置しなければならない。

(1) 当初の設計金額が5,000万円以上の工事。ただし、関連工事が同一敷地内にある場合は、主たる工事を対象とする。

(2) 前号に該当する工事以外の工事で、その工事の内容等を表示することにより当該工事の効果等を広く知らしめる必要があると工事主管課が判断する工事。

◎建設業の許可票【必須】(根拠: 建設業法第40条)

◎労災保険関係成立票【必須】(根拠: 労働者災害補償保険法施行規則第49条 労働保険徴収法律施行規則第74条)

◎建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識(根拠: 建退共制度改善方策について)

◎施工体系図(根拠: 建設業法第24条の7 適正化法第15条)

◎作業主任者(根拠: 労働安全衛生規則第16条)

◎建築基準法による確認済票(根拠: 建築基準法第89条)

◎登録電気工事業者届出済票(根拠: 電気工事の業務の適正化に関する法律法第25条)

◎解体工事事業登録標識(根拠: 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第33条)



8. 疑義に対する協議・災害時の安全確保等

(根拠: 標仕1. 1. 6~9)

設計図書に定められた内容に対する疑義や現場での災害、事故、休暇等の報告事項が生じた場合は、書面(指示書・報告書・協議書)にて監督員に報告・協議してください。休暇報告については、連続して4日以上の休暇を予定する場合に、概ね2週間前までに、予定休暇日、緊急連絡体制、現場警備体制等を報告してください。

また、工事内容に変更が生じた場合は、監督員と調整のうえ「設計変更指示書」を確認してください。

工事の記録として、「監督員や施設管理者と協議した内容」、「施工に際し行った試験」「工事の全般的な経過」、「工事写真」等を整備してください。

◎打合記録・工事日報

監督員や施設管理者と協議した内容の記録には、日時、場所、協議者、協議内容を記載してください。なお、作業の内容、安全管理事項等を記録した「作業日報（監理委託を行っている工事においては、監理者の押印があるもの）」と兼ねることも差し支えありません。

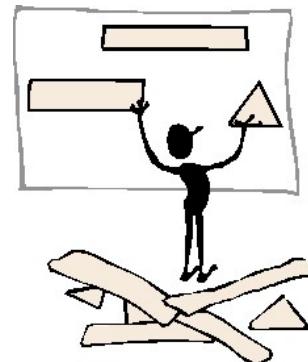
◎試験成績表等

施工に際し行う試験の成績表には、日時、場所、試験者、試験者の資格、立会者、測定機器等を記載してください。また、クレーン、大型車、高圧コンプレッサー等の機器を使用する場合は、運転員の資格証、作業当日の始業点検表、定期点検の状況のわかる書面及び検査証を整備してください。

主な試験の対象は、次のとおりです。

◇主な試験の対象

- ・載荷試験
- ・コンクリートのスランプ・空気量・塩化物量試験
- ・鉄筋の抜取り試験
- ・鉄骨のUT試験
- ・防水水張試験
- ・冷媒・給水配管圧力試験
- ・排水管通水試験
- ・受水槽水質試験
- ・空調・ポンプ・給湯機等の試験運転
- ・ガス配管チャート試験
- ・絶縁試験
- ・キュービクル耐圧試験
- ・照度測定
- ・消防設備自主試験
- ・工場の製品試験 等



◎工事工程報告書 (根拠: 茅ヶ崎市工事監督規程第6条)

工事の全般的な経過については、毎月15日及び末日に工事の実績を記入した、「工事工程報告書」を作成し、監督員に提出してください。

ただし、契約金額が10,000,000円未満又は工期が90日未満の小規模工事については、提出の必要はありません。

◎工事写真

工事の各施工段階における状況は写真として記録し、工事写真帳（A4）に工程順に見出しを付け整理してください。写真内に黒板がない場合又は黒板に記載された内容が判断できない場合には、工事写真帳のコメント欄にその内容を記載してください。

撮影にあたっては、国土交通大臣官房官長営繕部監修「工事写真の撮り方－建築編一」「工事写真の撮り方－建築設備編一」を参考にしてください。特に、完成してからではコンクリートや土中埋設、仕上げ材等に隠れて見えなくなる部分については、後日でも確認できるように撮影しておいてください。

主な撮影のポイントは次のとおりです。

◇主な撮影のポイント

- ・敷地・隣接地の状況
- ・標識設置の状況
- ・安全対策の状況
- ・各試験の状況
- ・仮設材・現場事務所の設置状況
- ・材料の搬入・保管状況
- ・発生材の集積・処理状況
- ・有資格者の確認状況
- ・各工種の着工前・施工・完了の状況
- ・監督員・上司による検査の状況 等

10. 定例会議・分科会

(根拠: 標仕1.1.7)

工事の規模や複雑性、別契約の工事との関連性等、総合的な調整が必要な現場においては、概ね週1回ごとの定例会議を開催し、相互確認及び調整の場とします。また、定例会議を補完するため、必要に応じて各契約ごとに分科会を開催する場合があります。

なお、定例会議では、「週間工程表(当該週の前後の週を含めた3週間工程)」を提出し、月末の定例会議においては、翌月の「月間工程表」も併せて提出してください。

●定例会の次第（例）

○○工事(第回)定例会議 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時～	
1. 前回議事録の確認	
2. 工程説明	
・週間工程の説明（建築、機械設備、電気設備）	
3. 議事	
・監督員	
・建築、機械設備、電気設備	
4. 連絡事項	
5. その他	
6. 次回打合せ日の確認	
7. 分科会	

●議事録（例）

○○工事(第回)定例会議		
	日時：〇年〇月〇日〇時～	場所：〇〇現場事務所
出席者	〇〇〇〇	(署名)
	〇〇〇〇(建築)	
	〇〇〇〇(機械)	
	〇〇〇〇(電気)	
記録者		
	議題	結果

定例会議の記録者は、議事内容を記録し、定例会議終了時に出席者による内容の確認及び署名を受け、関係者に配布してください。

11. 施工図等 提出部数:2部又は3部

(根拠:標仕1. 2. 3)

当該工事の施工に先立ち、「施工図等（施工図、原寸図、工作図、製作図、その他これらに類するもので、契約書に規定する詳細図等をいう。）」を作成し、監督員の承諾を受けてください。

目安として、チェック図を施工の3週間前までに提出し、訂正のうえ施工の1週間前までに承諾できるようにしてください。承諾については、チェック図も併せて提出してください。

施工図等の作成に際し、別契約の工事と施工上密接に関連する図面（天井伏図やスリーブ図等）の作成にあたっては、各契約者と調整のうえ作成してください。

12. 材料の品質等

(根拠:標仕1. 4. 2)

設計図書に製造所等の記載がある材料、JIS・JAS のマーク表示のある材料及びあらかじめ監督員の承諾を受けた材料を除き、工事に使用する材料はあらかじめ、「使用材料（製品）承認願」に品質、性能が判断できる資料を添えて、監督員の承諾を受けてください。

13. 材料検査 (根拠:標仕1. 4. 4~6 茅ヶ崎市工事監督規定第8条 茅契約規則第65条)

現場に搬入される材料（設計図書又は監督員の指示において検査を受けて使用すべきと指定された材料）は、「材料検査願」を提出し監督員の検査を受けてください。

また、工場等で製作・加工される鉄骨等の検査は、「工場立会検査申請書」により監督員の検査を受けてください。

検査に不合格となった材料は、直ちに工事現場場外に搬出し、合格となった材料と取り違ひのない様にしてください。

なお、検査に合格した材料が、再度搬入される場合は、原則として抽出検査とします。

工事が完成したときは、「工事完成届」・「環境に配慮した公共工事チェックシート（工事施工編）（施工前に工事主管課より配布）」に必要事項を記入のうえ、監督員に提出してください。

完成検査に向け、監督員の上司による「上司の下検査」を行ないますので検査状況を写真として記録してください。「上司の下検査」において指摘された事項は対応の上、経過を書類にまとめ完成検査にのぞんでください。

検査時に必要とされる書類は、これまでに掲げた1～13の書類の他に、次のものとなります。

◎実績工程表

実施工程表に対する「実績工程表」を作成し提出してください。

◎工事成績評定に伴う確認書類

施工状況の評価に関する資料として、「工事成績評定に伴う確認書類等一覧」及び工事成績評定に伴う確認書類等一覧に該当する書類等を提出してください。

◎建設副産物に係る書類

産業廃棄物管理票（マニフェスト）のA票、B1票（収集運搬業者2社の場合）、B2票、D票、E票の原本（写しの提出は不要）の提示をして下さい。

再生資源利用（促進）実施書（コブリス）を提出してください。

◎使用数量の確認書類

使用数量（材料検査時に確認した数量も含む）の確認が行える書類として、①梱包材に記載されている名称と数量の写真、②出荷元が発行する出荷証明書、③出荷元が発行する出荷伝票のいずれかを整理してください。

なお、伝票が複数枚におよぶ場合は、材料ごとの集計表や出来形数量表等を整備してください。

塗料、シーリング、塗膜防水材等については、標準塗布量と搬入数量により塗膜量を算定した計算表を作成してください。

◎出来形管理等

施工した部位についてその施工状況が確認できる出来形管理票及び出来形管理図を整備整理してください。

工事目的物の引渡しに際しては、「引渡書」に次のものを添えて提出してください。

◎保全に関する資料

保全に関する資料は、次の項目から当該工事に関する書類の全てをまとめたものと、施設ごとに関係する書類をまとめたものを、それぞれファイルにまとめ提出してください。

- ①建物概要書（設計者、施工者、建物面積、工期等）
 - ②工事担当者一覧（元請負・下請負業者、製造者、代理店等の会社名、担当者、連絡先）
 - ③仕上げ一覧表（部位、工法、メーカー、品番、色番号等）
 - ④維持管理上の注意事項
 - ⑤家具や機器等の取り扱い説明書・メンテナンス資料
 - ⑥機器や防水等の保証書
 - ⑦鍵一覧（鍵配置図、鍵、キーボックス）
 - ⑧備品・予備品一覧（予備品、保守点検用工具）
 - ⑨各種試験成績表
 - ⑩官公署申請書類の写し
 - ⑪納入完成図（納入仕様書を提出した機器）



◎完成図

完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現した次のものを特記により提出してください。

- ①竣工図：図面及びその二つ折り製本（A2又はA3サイズ）
 - ②施工図：図面及びその二つ折り製本（A2又はA3サイズ（監督員の指示による）
 - ③図面台帳データ：Excel 形式（監督員の指示による）
 - ④竣工図面画像データ：TIFF 形式（精度はモノクロ2色 400dpi、圧縮はMMR 形式 G4）
 - ⑤竣工図面 CAD データ：(DXF 形式)
 - ⑥竣工写真（キャビネ版 アルバム 内・外部）（監督員の指示による）

● 設計図の表紙

●竣工図及び施工図の表紙

- 1 文字色は、黒又は金とし、全体レイアウトは、適宜行ってください。
 - 2 背表紙は、製本テープとし、「設計及び工事年度」、「工事名称」（施工図の場合は、「施工図」と「工種」を加える）を入れてください。
 - 3 図中、（金属建具、躯体、木工事）とあるのは、当該工事名に変更してください。

図面一枚目

令和〇〇年度 設計 ○〇〇〇〇〇工事	令和〇〇年度 設計 平成〇〇年度 工事 ○〇〇〇〇〇工事												
図面リスト <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>													
発注 茅ヶ崎市設計 ○〇〇設計													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="3">茅ヶ崎市〇〇部〇〇課</td></tr> <tr><td>課長</td><td>課長補佐</td><td>担当</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		茅ヶ崎市〇〇部〇〇課			課長	課長補佐	担当						
茅ヶ崎市〇〇部〇〇課													
課長	課長補佐	担当											

図面二枚目以降

図面枠等に入っている年度については設計図、竣工図共設計年度とする。

●図面台帳（エクセルシート）

施設名称	年度	工事件名	図面番号	カード番号	図面種類	図面名称	図面サイズ
〇〇コミセン	H12	(仮称)〇〇コミセン(建築)工事	A-1	〇〇コミ-1	A	表紙	A2
〇〇コミセン	H12	(仮称)〇〇コミセン(建築)工事	A-2	〇〇コミ-2	A	図面リスト-1	A2
〇〇コミセン	H12	(仮称)〇〇コミセン(建築)工事	A-3	〇〇コミ-3	A	図面リスト-2	A2
〇〇コミセン	H12	(仮称)〇〇コミセン(建築)工事	A-4	〇〇コミ-4	A	特記仕様書-1	A2
★注1	★注4		★注2	★注1	★注3	★注2	★注4

注1 監督員より指定します。

注2 原図に記入されている番号・名称を記載してください。

注3 次の図面種類記号を記載してください。

- A … 建築工事（意匠・外構等）
- B … 建築工事（構造）
- C … 給排水衛生設備工事（給排水、衛生、スプリンクラー等）
- D … 空調設備工事（冷暖房、換気等）
- E … 電気設備（強弱電、放送、火災報知器等）
- F … 特殊設備工事

注4 「年度」の欄は、工事年度を記載し、「図面サイズ」の欄は、原図の図面サイズを記載してください。

注5 2以上の施設で工事を行った場合は施設ごとに作成してください。この場合、施設に属さない図面は、工事件名に代表されている施設の図面として取り扱ってください。

注6 カード番号とT I F F データにハイパーリンクをかけてください。

注7 エクセルデータでの提出をお願いします。サンプルデータ等は監督員より提供を受けてください。

□□□ 参考書式□□□

- 工事のお知らせ
- 茅ヶ崎市工事標準品仕様
- 指示書・協議書
- 報告書・協議書
- 使用材料（製品）承認願
- 材料検査願
- 工場立会検査申請書
- 工事成績評定に伴う確認書類等一覧
- 高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況
- 検査記録兼手直し報告書
- 防水保証書
- 引渡書
- 瑕疵担保事項兼検査確認書
- 瑕疵担保補修完了届

※注 書類中の「茅ヶ崎市 建設部 建築課」とあるのは、当該工事の主管課に読み替えてください。

ご近所の皆様へ

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 茅ヶ崎市〇〇部〇〇課
施工者 〇〇〇〇〇〇（株）

皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、〇〇〇〇（施設名）において施設の充実を図るため、次の工事を行うこととなりました。
工事にあたりましては、何かとご迷惑をおかけすることと存じますが、十分注意して施工いたしますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 工事の概要

名称 〇〇〇〇〇〇工事（〇〇〇〇の工事及びそれに伴う〇〇改修）

場所 〇〇〇〇（施設名）（茅ヶ崎市〇〇番地）

期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日（予定）

	〇月	〇月	〇月	〇月
足場工事			■	
躯体工事	■			
防水工事		■		
塗装工事			■	
外構工事				■

2. 作業時間

作業の時間は、午前8時30分～午後5時00分までを原則とします。また、日曜日の作業は、原則的に行いません。

3. 工事用車両の搬出入

現場周辺の工事車両の運行、駐停車については、関係官庁と密な連絡を取り、その指導を受けます。また、必要に応じて交通整理員を配置し、車両の誘導にあたり、一般車両及び歩行者への安全確保に留意いたします。

4. 問い合わせ先

発注者 茅ヶ崎市建設部建築課 担当者 〇〇〇〇 電話 82-1111(内線 0000)
施工者 〇〇〇〇〇〇（株） 担当者 〇〇〇〇 電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

茅ヶ崎市工事標準品仕様

現場説明書又は特記仕様書により、監督員現場事務所の設置が求められている
契約工事においては、設置された監督員現場事務所に次の備品を備え置いてください。ただし
し、監督員の指示による場合は、この限りではありません。

1. 机・椅子等		数量
・事務用机及び椅子（ライト共）	2
・サイドテーブル	1
・書棚	1
・長机	2
・折りたたみ椅子	4
・ヘルメット掛け（8人分）	1
・更衣用ロッカー（2人分）	1
・下足箱	1
2. 事務用品・作業用具		一式
・筆記用具（マーカー、チョーク等）	...	一式
・作業用具（長靴、雨合羽、軍手、来客用防寒着、来客用安全帽、上履等）	...	一式
3. 連絡機器		
・電話	1
・黒板又は白板	1
4. 冷暖房機器		
・冷暖房機器	1
5. 書籍		
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」	1
「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」	1
「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」	1
「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」	1
「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」	1
「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」	1
「建築工事監理指針」上・下	各1
「建築改修工事監理指針」上・下	各1
「機械設備工事監理指針」	1
「電気設備工事監理指針」	1
「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」	1
「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」	1
「営繕工事写真撮影要領・同解説 工事写真の撮り方－建築編－」	1
「営繕工事写真撮影要領・同解説 工事写真の撮り方－建築設備編－」	1
6. 計測機器		
・コンベックス（太幅 5. 5 m）	2
・水平器	1
・温度計及び湿度計	1
7. その他監督員の指示するもの		

指示書・協議書

契約 第 号
令和 年 月 日

工事等の名称	課長	課長補佐	担当

指示・協議事項

上記事項について（指示・協議します）

上記の指示事項について承諾しました。

年 月 日

商号又は名称

現場代理人

印

報告書・協議書

契約 第 号
令和 年 月 日

工事等の名称	商号又は名称 現場代理人 印
--------	----------------------

報告・協議事項

上記事項について（報告・協議します）

上記の事項について報告します。	課長	課長補佐	担当

年 月 日

使用材料（製品）承認願

契約第 号

令和 年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

住 所

商号又は
名 称

印

氏 名

下記の材料（製品）を使用したく、承認を受けたいので申請します。

工事等の名称			
工事等の場所	茅ヶ崎市		
契 約 工 期	令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで	
申 請 材 料 （ 製 品 ） 名	形 状 寸 法	摘 要	
承 認 欄	令和 年 月 日		
	課 長	課長補佐	担 当
備考			

材料検査願

契約第 号

令和 年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

住 所

商号又は
名 称

印

氏 名

次のとおり、材料の検査を受けたいので申請します。

工事等の名称			
工事等の場所	茅ヶ崎市		
契 約 工 期	令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで	
検 査 材 料 名	形 状 寸 法	摘 要	
検 査 者 氏 名			
立 会 人 氏 名			

工場立会検査申請書

契約号

令和 年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

住 所

商号又は
名 称

印

氏 名

次のとおり工場において、製作を完了しましたので工場立会検査を申請します。

工事等の名称			
検査予定年月日	令和 年 月 日		
工 場 の 場 所			
工 場 の 名 称			
検 査 品 名	形 状 尺 法	数 量	摘 要
検 査 内 容			

上記のとおり申請がありましたので、
の検査立会いかがでしようか。

収受印

部長	人 事 主 管 課			部長	工 事 主 管 課		
	課長	課長補佐	担 当		課長	課長補佐	担 当

工事成績評定に伴う確認書類等一覧

(建築新築編)

1. 契約番号 :

2. 工事等の名称 :

3. 工事等の場所 :

現場代理人確認欄 監督員確認欄 該当無し	確認方法	評価対象項目	
		評価対象項目	
		評価	対象
<input type="checkbox"/>	書類	工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真	建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	緊急指示等に対する対応が速やかである。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	施工体制一般について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。	
<input type="checkbox"/>	書類・現場	現場代理人として、工事全体の把握ができている。	
<input type="checkbox"/>	書類	書類整理、資料整理が適切に処理されている。	
<input type="checkbox"/>	書類・現場	契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	作業主任者を選任し配置している。(施行計画書への記載、現場標識、資格者証の携帯)	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	専門技術者を専任し、配置している。(選任届)	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	配置技術者について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事請負契約書約款又は契約書〇条第〇項第〇号から〇号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。	
<input type="checkbox"/>	書類・現場	施工計画書と現場施工方法が一致している。	
<input type="checkbox"/>	書類・現場	施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。	
<input type="checkbox"/>	現場	現場内での整理整頓が日常的になされている。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真	使用材料等の品質保証書等又は工事記録写真等が適切に整理されている。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真	工事記録の整備が適時、的確になされている。(打合せ記録、品質管理簿、写真等)	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。(マニフェスト)	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	施工管理について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 (工事のお知らせ)	
<input type="checkbox"/>	書類・現場	休日の確保を行っている。	
<input type="checkbox"/>	書類・現場	工程表の内容が検討され充実している。(工程表)	
<input type="checkbox"/>	書類・現場	夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工程管理について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。	
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	安全教育・訓練等を4時間／月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている。(実施記録)	

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備されている。(安全衛生日誌など)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(教育資料)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。(持込時・日常・法定点検、取扱者の任命・表示)
	<input type="checkbox"/>	現場	重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 (点検・管理状況記録)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。(同上)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	安全対策について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。(調整協議資料)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。(工事日誌等への記録)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情なかった。又は苦情によるトラブルが少なかった。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。(打合せ記録)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	対外関係について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	出来形管理図又は出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。(竣工図・完成図)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写真	出来形測定において、不可視部分の出来形が写真での確に確認できる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	自社の管理基準を設定し、適切に管理している。(社内基準、是正処置が施行計画書に明記)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。(社内基準)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	品質管理方法が明確である。【矩体・仕上げ】(施行計画書への記載)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写真・現場	施工計画書に定められた品質計画により管理されている。【矩体・仕上げ】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	材料の品質証明が適切である。【矩体・仕上げ】(製品検査、材料検査)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。【矩体・仕上げ】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	施工の品質・形状が適切で良好な施工である。【矩体・仕上げ】
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写真	不可視部分の写真記録が適切である。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	地元調整を積極的に行い、トラブルもなく、工期内に工事を完成させた。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

※ 評価対象項目の内容が、書類又は写真で確認できるときは確認欄の□にレ点をし、確認方法欄の該当方法に○をしてください。なお、確認方法欄の「現場」とは、監督員が現場で確認した場合となります。

※ 評価対象項目が該当しないときは、「該当無し」の欄の□にレ点をしてください。

契約者 _____ 現場代理人 _____ 印 _____

工事成績評定に伴う確認書類等一覧

(建築改修編)

1. 契約番号 :

2. 工事等の名称 :

3. 工事等の場所 :

現場代理人確認欄 監督員確認欄 該当無し	確認方法	評価対象項目
<input type="checkbox"/>	書類	工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真	建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	緊急指示等に対する対応が速やかである。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	施工体制一般について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	書類・現場	現場代理人として、工事全体の把握ができている。
<input type="checkbox"/>	書類	書類整理、資料整理が適切に処理されている。
<input type="checkbox"/>	書類・現場	契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	作業主任者を選任し配置している。(施行計画書への記載、現場標識、資格者証の携帯)
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	専門技術者を専任し、配置している。(選任届)
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	配置技術者について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事請負契約書約款又は契約書〇条第〇項第〇号から〇号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。
<input type="checkbox"/>	書類・現場	施工計画書と現場施工方法が一致している。
<input type="checkbox"/>	書類・現場	施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
<input type="checkbox"/>	現場	現場内での整理整頓が日常的になされている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真	使用材料等の品質保証書等又は工事記録写真等が適切に整理されている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真	工事記録の整備が適時、的確になされている。(打合せ記録、品質管理簿、写真等)
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。(マニフェスト)
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	施工管理について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 (工事のお知らせ)
<input type="checkbox"/>	書類・現場	休日の確保を行っている。
<input type="checkbox"/>	書類・現場	工程表の内容が検討され充実している。(工程表)
<input type="checkbox"/>	書類・現場	夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工程管理について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	安全教育・訓練等を4時間／月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている。(実施記録)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備されている。(安全衛生日誌など)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(教育資料)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。(持込時・日常・法定点検、取扱者の任命・表示)
	<input type="checkbox"/>	現場	重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 (点検・管理状況記録)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。(同上)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	安全対策について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。(調整協議資料)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。(工事日誌等への記録)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情なかった。又は苦情によるトラブルが少なかった。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。(打合せ記録)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	対外関係について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	出来形管理図又は出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。(竣工図・完成図)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写真	出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	自社の管理基準を設定し、適切に管理している。(社内基準、是正処置が施工計画書に明記)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。(社内基準)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	品質管理方法が明確である。(施工計画書への記載)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写真・現場	施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	材料の品質証明が適切である。(製品検査、材料検査)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	品質・形状が適切で良好な施工である。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

※ 評価対象項目の内容が、書類又は写真で確認できるときは確認欄の□にレ点をし、確認方法欄の該当方法に○をしてください。なお、確認方法欄の「現場」とは、監督員が現場で確認した場合となります。

※ 評価対象項目が該当しないときは、「該当無し」の欄の□にレ点をしてください。

契約者 _____ 現場代理人 _____ 印 _____

工事成績評定に伴う確認書類等一覧

(電気・設備編)

1. 契約番号 :

2. 工事等の名称 :

3. 工事等の場所 :

現場代理人確認欄 監督員確認欄 該当無し	確認方法	評価対象項目
<input type="checkbox"/>	書類	工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真	建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	緊急指示等に対する対応が速やかである。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	施工体制一般について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	書類・現場	現場代理人として、工事全体の把握ができている。
<input type="checkbox"/>	書類	書類整理、資料整理が適切に処理されている。
<input type="checkbox"/>	書類・現場	契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	作業主任者を選任し配置している。(施行計画書への記載、現場標識、資格者証の携帯)
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	専門技術者を専任し、配置している。(選任届)
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	配置技術者について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事請負契約書約款又は契約書〇条第〇項第〇号から〇号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。
<input type="checkbox"/>	書類・現場	施工計画書と現場施工方法が一致している。
<input type="checkbox"/>	書類・現場	施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
<input type="checkbox"/>	現場	現場内での整理整頓が日常的になされている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真	使用材料等の品質保証書等又は工事記録写真等が適切に整理されている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真	工事記録の整備が適時、的確になされている。(打合せ記録、品質管理簿、写真等)
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。(マニフェスト)
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	施工管理について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 (工事のお知らせ)
<input type="checkbox"/>	書類・現場	休日の確保を行っている。
<input type="checkbox"/>	書類・現場	工程表の内容が検討され充実している。(工程表)
<input type="checkbox"/>	書類・現場	夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工程管理について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	安全教育・訓練等を4時間／月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている。(実施記録)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備されている。(安全衛生日誌など)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(教育資料)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。(持込時・日常・法定点検、取扱者の任命・表示)
	<input type="checkbox"/>	現場	重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 (点検・管理状況記録)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。(同上)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	安全対策について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。(調整協議資料)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。(工事日誌等への記録)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情なかった。又は苦情によるトラブルが少なかった。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。(打合せ記録)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	対外関係について、指摘事項がなかった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	出来形管理図又は出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。(竣工図・完成図)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写真	出来形測定において、不可視部分の出来形が写真での確に確認できる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	自社の管理基準を設定し、適切に管理している。(社内基準、是正処置が施行計画書に明記)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。(社内基準)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真・現場	出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	品質計画による品質管理記録が整備されている。(施行計画書への記載)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写真・現場	施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	施工完了時の試験及び記録が適切である。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写真	不可視部分の写真記録が適切である。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを發揮している。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類・写真	安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	書類	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

※ 評価対象項目の内容が、書類又は写真で確認できるときは確認欄の□にレ点をし、確認方法欄の該当方法に○をしてください。なお、確認方法欄の「現場」とは、監督員が現場で確認した場合となります。

※ 評価対象項目が該当しないときは、「該当無し」の欄の□にレ点をしてください。

契約者 _____ 現場代理人 _____ 印 _____

工事特性・創意工夫・社会性に関する実施状況

契約第 号

令和 年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

住 所

商号又は
名 称

印

氏 名

下記の工事について実施状況を報告します。

工事等の名称								
工事等の場所	茅ヶ崎市							
契 約 工 期	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	まで				
実 施 状 況	(工事特性) (創意工夫) (社会性)							
承 認 欄	令和 年 月 日				備考			
	課 長	課長補佐	担 当					

検査記録(配筋・上司の下検査) 兼 手直し報告書

1. 工事等の名称 :
2. 工事等の場所 :
3. 檢査年月日 : 令和 年 月 日 () 時～
4. 檢査者 :

契約者：

現場代理人

印

防水保証書

(あて先) 茅ヶ崎市長

1. 工事等の名称
2. 工事等の場所
3. 施工方法
4. 施工箇所及び数量
5. 引渡し年月日
6. 保証期間 引渡し年月日より起算して 年間

上記工事に関し、保証期間中は材料及び防水施工箇所に、万一弊社の責務に帰すべき原因にて漏水が発生した場合は、無償にて修理いたします。

ただし、次のいずれかの事項が原因となる漏水については、その責務を負わないものといたします。

- ・天災地変等の不可抗力によるもの。
- ・上記工事後の配管・配線その他工事等に起因するもの。
- ・発注者又は使用者等の故意又は過失に起因するもの。
- ・上記工事を施工する目的物の構造に起因するもの。
- ・その他弊社の責任によらざるもの。

なお、保証期間中は、アフターサービスに努力いたします。

令和 年 月 日

契約者

住 所

商号又は

名 称

氏 名

印

防水施工者

住 所

商号又は

名 称

氏 名

印

材料製造者

住 所

商号又は

名 称

氏 名

印

引渡書

令和 年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

住 所
商号又は
名 称
氏 名 印

茅ヶ崎市工事請負契約約款第32条第4項の規程により、次のとおり引渡しいたします。

1. 工事等の名称

2. 工事等の場所

3. 引渡部分 全部 • 一部

4. 備考 竣工図・鍵・予備品等は、別紙のとおり

瑕疵担保事項 兼 検査確認書

令和 年 月 日

1. 工事等の名称

2. 工事等の場所

3. 完成年月日

4. 契約者

担当者：

5. 立会者

番号	是正事項	完了予定日	確認
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	

瑕疵担保補修完了届

令和 年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

住 所

商号又は

名 称

氏 名

印

次のとおり補修が完了いたしましたので、報告いたします。

1. 工事等の名称

2. 工事等の場所

3. 点検年月日 令和 年 月 日

4. 補修完了年月日 令和 年 月 日

□□□ 参考資料 □□□

- 法令等に定められた主な標識
- 作業主任者の必要な業務一覧
- 茅ヶ崎市契約規則
- 茅ヶ崎市工事監督規程
- 茅ヶ崎市工事検査規程

法令等に定められた主な標識

○工事の目的・効果及び内容等を表示する看板【該当工事】

(根拠:茅ヶ崎市発注工事における工事情報の表示及び看板設置実施要綱)

工事名称又は事業名称
事業の目的、事業費、事業の効果、事業の内容、工事内容、工法の特色、完成予想図、環境への配慮、市民に対する協力の依頼、その他の事項のうち必要な事項
工事主管課及び連絡先

(縦140cm以上×横110cm以上)

○建設業の許可票【必須】(根拠:建設業法第40条)

「建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、（略）省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。」

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 知事許可()第 号
許可年月日	

(縦25cm以上×横40cm以上)

- 「主任技術者の氏名」の欄は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が建設業法第7条第2号ハ又は第15条第2号イに該当する場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者交付番号」の欄は、建設業法第26条第5項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「許可番号」の欄の国土交通大臣、知事については、不用なものを消すこと。
- 本許可票は、当該工事に携わるすべての建設業者が掲示すること。

○労災保険関係成立票【必須】（根拠：労働者災害補償保険法施行規則第49条、労働保険徴収法律施行規則第77条）

「事業主は、（略）労働者に関する規定の要旨、労働保険に係る保険成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によって周知しなければならない。」

「労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票（様式第四号）を見易い場所に掲げなければならない。」

労災保険関係成立票					
保険成立年月日	令和	年	月	日	
労働保険番号	一				
事業期間	自	令和	年	月	日から
	至	令和	年	月	日まで
事業主の住所氏名					
注文者の氏名					
事業主代理人の氏名					

(50cm×40cm)

○建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（根拠：建退共制度改善方策について）

当該工事に携わる下請の事業主と労働者の意識の向上を図るために、現場事務所や工事現場の出入口など見易い場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示してください。

○施工体系図（根拠：建設業法第24条の8）

「下請金額の総額が5,000万円（建築一式工事においては、8,000万円）以上の工事では、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。」

○作業主任者（根拠：労働安全衛生規則第18条）

「事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。」

○建築基準法による確認済票（根拠：建築基準法第89条）

「建築基準法第6条第1項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事の見易い場所に、（略）建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があった旨の表示をしなければならない。」

○登録電気工事業者届出済票 (根拠:電気工事の業務の適正化に関する法律法第25条)

「電気工事業者は、(略)その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。」

○解体工事事業登録標識 (根拠:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第33条)

「解体事業者は、(略)その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。」

作業主任者の必要な業務一覧

○労働安全衛生法

第14条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、（略）作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

号	作業主任者名称	資格種類	作業主任者の管理が必要な作業の内容	関係条文
1	高圧室内作業主任者	免許	潜函かん工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシヤフトの内部において行う作業	高圧則 10条
2	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の作業	安衛則314条 315条 316条
3	林業架線作業主任者	免許 技能講習	機械集材装置・運材索道の組立て、解体、変更、修理の作業又はこれらの設備による集材、運材の作業（原動機の定格出力が7.5 kWを超えて、支間の斜距離の合計が350m以上、最大使用荷重が200kg以上のいすれかに該当するものに限る）	安衛則513条 514条
4	ボイラー取扱作業主任者	免許	ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱いの作業	ボイ則 24条 25条
5	エックス線作業主任者	免許	エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務、エックス線管、ゲノトロンのガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査業務	電離則 46条 47条
5-2	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	電離則 52条の2 52条の3
6	木材加工用機械作業主任者	技能講習	丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤、ルーターを5台以上を有する事業場において行う作業 ただし、自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上を有する事業場において行う作業	安衛則129条 130条
7	プレス機械作業主任者	技能講習	動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行なう当該機械による作業	安衛則133条 134条
8	乾燥設備作業主任者	技能講習	危険物等に係る設備で、内容積が1立方m以上のもの又は危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料・電力を使用するもので乾燥設備による物の加熱乾燥の作業	安衛則297条 298条
8-2	コンクリート破壊器作業主任者	技能講習	コンクリート破碎器を用いて行う破碎の作業	安衛則321条の3 321条の4
9	地山の掘削作業主任者	技能講習	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の作業	安衛則359条 360条
10	土止め支保工作業主任者	技能講習	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業	安衛則374条 375条
10-2	すい道等の掘削等作業主任者	技能講習	すい道等の掘削の作業、これに伴うすり積み、すい道支保工の組立て、ロツクボルトの取付け、コンクリート等の吹付けの作業	安衛則383条の2 383条の3
10-3	すい道等の履行作業主任者	技能講習	すい道等の覆工（型わく支保工の組立て・移動・解体、これらに伴うコンクリートの打設）の作業	安衛則383条の4 383条の5
11	碎石のための掘削作業主任者	技能講習	掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削の作業	安衛則403条 404条
12	はい作業主任者	技能講習	高さが2m以上のはい付け、はいくずしの作業（荷役機械の運転者のみによって行なわれるものを除く）	安衛則428条 429条
13	船内荷役作業主任者	技能講習	船舶荷積卸し、船舶内荷移動作業（500t未満の揚貨装置を用いない船舶を除く）	安衛則450条 451条
14	型枠支保工の組立て等作業主任者	技能講習	型わく支保工の組立て、解体の作業	安衛則246条 247条
15	足場の組立等作業主任者	技能講習	つり足場、張出し足場、高さ5m以上の足場の組立て、解体、変更の作業（ゴンドラのつり足場を除く）	安衛則565条 566条

15-2	建築物等の鉄骨組立て等作業主任者	技能講習	金属製の部材で構成され高さが5m以上の建築物の骨組み又は塔の組立て、解体、変更の作業	安衛則517条の4 517条の5
15-3	鋼橋架設等作業主任者	技能講習	金属製の部材で構成され高さが5m以上・橋梁の支間が30m以上の橋梁の架設、解体、変更の作業	安衛則517条の8 517条の9
15-4	木造建築物の組立て等作業主任者	技能講習	軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根・外壁の下地取付けの作業	安衛則 517条の12 517条の13
15-5	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	技能講習	高さが5m以上のコンクリート工作物の解体、破壊の作業	安衛則 517条の17 517条の18
16	コンクリート橋架設等作業主任者	技能講習	コンクリート造で高さが5m以上・橋梁の支間が30m以上の橋梁の架設、変更の作業	安衛則 517条の22 517条の23
17	第1種圧力容器取扱作業主任者	免許 技能講習	第1種圧力容器の取扱いの作業（小型圧力容器、令6条17号イ・ロの容器を除く）	ボイ則 62条 63条
18	特定化学物質作業主任者	技能講習	特定化学物質（1類、2類、3類）の製造、取扱い作業（試験研究を除く）	特化則 27条 28条
19	鉛作業主任者	技能講習	鉛業務に係る作業（遠隔操作を除く）	鉛則 33条 34条
20	四アルキル鉛作業主任者	技能講習	四アルキル鉛等業務に係る作業（遠隔操作を除く）	ア鉛則 14条 15条
21	酸素欠乏危険作業主任者	技能講習	酸素欠乏危険場所における作業（下記参照）	酸欠則 11条
22	有機溶剤作業主任者	技能講習	屋内作業場、タンク・船倉・坑の内部等で有機溶剤を製造、取扱う業務	有機則 19条 19条の2
23	石綿作業主任者	技能講習	石綿又は石綿を重量の0.1%を超えて含有する製剤の取扱い作業、試験研究のため製造する作業	石綿則 19条

【酸素欠乏危険場所】～労働安全衛生法施行令 別表第6～

1 次の地層に接し、又は通する井戸等（井戸、井筒、たて坑、すい道、潜函(かん)、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。）の内部（次号に掲げる場所を除く。）

イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧(ゆう)水がなく、又は少ない部分

ロ 第1鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層ハ メタン、エタン又はブタンを含有する地層

ニ 炭酸水を湧(ゆう)出しており、又は湧(ゆう)出するおそれのある地層

ホ 腐泥層

2 長期間使用されていない井戸等の内部

3 ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗渠、マンホール又はピットの内部

3の2 雨水、河川の流水又は湧(ゆう)水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピットの内部

3の3 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット（以下この号において「熱交換器等」という。）又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部

4 相当期間密閉されていた鋼製のボイラ、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設（その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く。）の内部

5 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホツパーその他の貯蔵施設の内部

6 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部

7 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部

8 しうゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部

9 し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部

10 ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は氷セメントのあく抜きを行っている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナーの内部

11 ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラ、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部

12 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所

